

社会福祉法人名古屋西福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋西福社会の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用の弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、理事長を除き当分の間支給しないものとする。

2 理事長の報酬額は、出勤1日につき20,000円とする。

ただし、第3条2項(1)に定める費用弁償は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 5,000円

(2) 監事が、監査をした場合の費用弁償 5,000円

(準用)

第4条 定款第6条第1項に規定する評議員選任・解任委員については、第3条の規定を準用する。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。